

平成25年

第4回市議会定例会 議案第29号

函館市立病院条例の一部改正について

函館市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市立病院条例の一部を改正する条例

函館市立病院条例（平成16年函館市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の診療その他の業務に係る料金、手数料および使用料について適用し、同日前の診療その他の業務に係る料金、手数料および使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、診療等に係る料金、手数料および使用料について消費税等相当分を改定するため